

甲獣防協第22号
令和7年9月26日

《行政区》区長 様

甲佐町鳥獣被害防止対策協議会事務局
(担当 農政課)

「令和8年度鳥獣被害対策事業に係る電気柵等の要望調査について」の
回覧について（依頼）

区長の皆様におかれましては、日頃から町農業行政にご理解及びご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和8年度鳥獣被害対策事業の実施にあたり要望量の把握が必要なため、別紙要望調査を農家の皆様へ回覧いただきますようお願いいたします。

また、要望の提出があった際には取りまとめのうえ、役場農政課まで提出していただくよう併せてお願いいたします。

ご多用中のところ大変恐縮ではございますが、よろしくお願いいたします。

記

- 1 提出期限 農家→区長 令和7年10月17日（金）
 区長→町 令和7年11月23日（木）
- 2 提出先 甲佐町役場農政課
- 3 その他 調査様式は各組に1枚ずつ配布しております。
 不足した場合は、余白への記入や役場農政課に来庁していただく等の対応をお願いします。

甲佐町役場 農政課 電話 096-234-1176 FAX 096-234-3964 担当 吉永

回 覧

甲獣防協第22号
令和7年9月26日

農家のみなさまへ

甲佐町鳥獣被害防止対策協議会事務局
(担当 農政課)

令和8年度鳥獣被害対策事業に係る電気柵等の要望調査について

仲秋の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素から町農業行政に多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、有害鳥獣による農作物被害が近年増加しております。鳥獣被害を抑えるための対策として、農作物に近付けさせない防護柵を設置し、有害鳥獣にとつての餌を減らすことで初めて捕獲による個体数の減少が図れます。

電気柵等の導入に係る補助を希望される方は、別紙調査用紙に記入のうえ、提出をお願いします。補助に関する条件等は別紙調査用紙にてご確認ください。

なお、申請者負担金については、資材購入費の5%を予定していますので申請者負担金として後日ご負担いただきます。

また、導入時期に関しましては例年多くの質問を受けますが、補助事業の性質上、国から県、そして県から各町への事業決定後となります。

記

- 1 提出期限 令和7年10月17日(金)
- 2 提出先 各集落の区長まで
- 3 その他 調査様式が不足した場合は、余白への記入や役場農政課に来庁していただく等の対応をお願いします。

甲佐町役場 農政課
電話 096-234-1176
FAX 096-234-3964
担当 吉永

鳥獣被害対策電気柵 意向調査用紙(令和8年度分)

- ・内 容 鳥獣が農地へ侵入するのを防ぐための柵(電気柵、通電シート、ワイヤーメッシュ柵、ネット柵)が対象です。
- ・条 件 ①3戸以上の共同の取り組み、連続したほ場であること。(例外規定があります。詳しいことは農政課にご相談ください)
- ②対象ほ場において、補助事業で電気柵を導入した実績がないこと。(前回の設置から8年経てば再度設置可能)
注)これまででに補助を受けて電気柵を設置したほ場を対象にすることはできません。
- ③セット(本体+電線+支柱+留め具等)であること。
注)単品(バッテリーのみ等)での申請はできません。

・留意点 ○国の補助事業のため、延長及び地番は誤差が出ないよう、正確に記入いただきますようお願いいたします。
○代表者の住所と電話番号につきましては必ず記載されますようお願いいたします。

	行政区名	代表者住所	代表者氏名	電話番号	受益者氏名(3戸以上)	延長(円周)	設置農地の大字・ 地番	被害作物(必須)	被害面積(必須)	出入り口(箇所)	備考
記入例	下豊内	豊内719番地4	甲佐 太郎	096-234-1111	甲佐 太郎 竜野 太郎 宮内 太郎	200m	豊内〇〇番地-1 豊内〇〇番地-2 豊内〇〇番地-3	水稻	900㎡ 〇割-〇%	4	電気柵
1											
2											
3											

※区長への提出期限:11月20日(水)